

政経研究時報

No.24-4 (2022.4)

公益財団法人政治経済研究所

〒136-0073 東京都江東区北砂1丁目5-4

Tel.03-5683-3325 Fax.03-5683-3326

<https://www.seikeiken.or.jp/>

E-mail:office@seikeiken.or.jp

【目次】

2021年度第4回公開研究会

主催者挨拶 齊藤 壽彦 ... 1

中銀デジタル通貨とは何か

— 設計上の論点とインパクト — 中島 真志 ... 2

現代経済研究室研究会

アメリカ・バイデン政権は何を目指しているのか

— 「新自由主義からの脱却」かそれとも? — 小倉 将志郎 ... 6

中小企業問題研究室研究会

中小企業のグループ会社に関するガバナンスの実践的考察

— 子会社のM&AとPMIを中心として — 枝村 圭一郎 ... 8

特別寄稿

核時代の「戦争と平和」を問う

— NATOとロシアの代理戦争 — 浦田 賢治 ... 12

論考

『アラビアンナイト』から「世界」をみる

— 「オリエンタリズム」の視点から — 澁谷 朋樹 ... 15

研究所の動向(2022年1月~2022年3月) 19

編集後記 20

2021年度第4回公開研究会

2022年3月12日(於:公益財団法人政治経済研究所・オンライン)

主催者挨拶

齊藤 壽彦

(公益財団法人政治経済研究所代表理事)

公益財団法人政治経済研究所は、政治、経済、社会、文化などさまざまな分野の情報を社会に提供して公益に寄与することを目的としています。1946年に財団法人として創立され、本年度で75周年を迎えました。今後、本研究所の価値を高め、社会により一層貢献できるように組織の体制強化を図っていきたくと考えております。

さて、本日の公開研究会は、中島真志先生に中央銀行のデジタル通貨について報告をいただきます。日本銀行でお勤めされていた経験のある中島先生は、決済の分野の権威でございます。日本金融学会の中央銀行研究部会幹事会で、私がご一緒したときには、中島先生に大変お世話になりました。

また、昨今のロシアによるウクライナ侵攻に関連して、ロシア主要銀行のSWIFT(国際銀行間通信協会)除外が話題になっています。この金融にまつわる時事問題についても、本日はお話しいただけることになりました。

それでは中島先生、どうぞよろしくお話しいたします。

特別寄稿

核時代の「戦争と平和」を問う

— NATOとロシアの代理戦争 —

浦田 賢治

(うらた・けんじ 公益財団法人政治経済研究所主任研究員、早稲田大学名誉教授)

I 核時代のいま

ヒロシマ・ナガサキに始まる核時代の現在を、われわれは生きている。この時世界の核兵器の90%以上を保有する核保有4カ国が、ヨーロッパで直接または間接に大規模な戦争をしている。NATO 中枢の米・英・仏とウクライナを侵略したロシアである。翻って帝政ロシア末期の1805年、トルストイの小説『戦争と平和』は、ナポレオン戦争を縦糸として展開していく。主人公ピエールの魂は没落していくロシア貴族から、大地の上で強く生きるロシア農民の生き様へと傾倒していく。ロシアによるウクライナへの侵略戦争に、ロシアの知識人の魂はどこに傾倒しているのか。日本の知識人の魂はどこに向かおうとしているのか。

この世界危機は政治的なものであり、しかもそれにとどまらない。大統領プーチンは演説で、この戦争はウクライナに関するものではないと述べた。この戦争は国際秩序を再構築するためのものだ。その意味するところは、IMFに代わるもの、世界銀行に代わる機関、世界法廷に代わる機関、そして例えば米国覇権の世界秩序に代わるものであろう。だが米国がこの新しい国際機関のメンバーになることは不可能だ。なぜなら米国は拒否権を持たない組織には参加しないだろうから。つまり平行線をたどることになる。とすれば、ヨーロッパと北米では新自由主義的な金融化、負債による資金調達道の道があり、他方で中国は「一帯一路構想」、上海協力機構ブロックでは産業資本主義から社会主義への進化の道がある。

II 国際法違反・国際人道法違反

プーチンのいう「特別軍事作戦」は違法な侵略である。侵略は国連憲章第2条4項の禁止事項に違反するもので、いかなる国の領土保全または政治的独立に対する武力による威嚇または使用は違法である。その侵攻はロシアへの武力攻撃がまだ発生しておらず、国連憲章51条に基づく自衛権行使といえない。プーチンが提示したどの理由も最低限の精査にさえ耐えきれない。侵攻がジェノサイド(集団虐殺)を防ぐという主張にも根拠がない。

侵略は一般国際法上の侵略行為にあたる。国際軍事裁判所憲章(ニュルンベルク憲章)において、侵略戦争を企て実行することは平和に対する犯罪であり、ドイツ第三帝国の指導者は有罪判決を受けた。侵略国の指導者は個人責任を負うことになった。プーチンは、他国が介入してきた場合、核兵器に頼るということを示唆してきた。それは国連憲章2条4項に基づく武力による不法な威嚇であり、非合法的な侵略の要素である。

いかなる名目でも、ウクライナにいるロシア軍は、ジュネーブ条約を含む国際法上の占領軍と見なされる。ロシア軍は正式にウクライナ東部に侵入したから、ジュネーブ第4条約が定める「占領」行為をした。

現在、ウクライナ領土におけるロシア軍とウクライナ軍との敵対行為は、国際武力紛争として、国際人道法および慣習国際人道法の諸規則の適用をうける。民間人や民用物への直接攻撃は違法である。また戦時国際法では無差別攻撃も禁止されており、無差別攻撃に「区域砲撃」が含まれる。区域砲撃とは、民

間人または民用物が集中している地域に、多数の軍事目標が明確に分離されている状況下で、全地域を単一の軍事目標とみなし、砲撃、またはその他の手段で攻撃をすることを示す。また、均衡性の原則に反する攻撃も禁止されている。クラスター弾は国際条約で禁止されており、その本質的な無差別性から、決して使用してはならない。

国際人権法は、ウクライナにも適用される。国際人権法はつねに有効であり、あらゆる状況に——戦時国際法が同時に適用される武力紛争中や占領下も含めて——当てはまり続ける。そして人道法の規範が、特別法 (*lex specialis*)、すなわち特定の状況に対するより具体的な規範として、人権規範に優先する場合がある。

III 地政学の視点

ロシアのウクライナ侵攻は、その登場人物とイデオロギー的性質において、旧来の戦争とよく似た新しい冷戦の始まりだと語られている。大統領バイデンは、ロシアの戦車がウクライナに進駐した日の国民へのテレビ演説で、「民主主義と独裁、主権と従属の戦いにおいて、自由が勝利することに間違いはない」と断言した。しかしロシアと西側諸国は多くの原則的な問題で意見が対立しているとはいえ、これは冷戦の再現ではない。21世紀の地政学的な闘いであり、世界のチェス盤の上で優位に立とうとするものだ。例えるなら、第二次世界大戦後というより、第一次世界大戦前にヨーロッパが直面した状況に近いと思えばいい。

地政学とは、外国の土地、港、都市、鉱山、鉄道、油田など、物質と軍事力の源泉を支配するための絶え間ない闘争であり、何世紀にもわたって大国の行動を支配してきたものである。1900年以降米国の戦略家は、イギリスの地理学者ハルフォード・マッキンダー卿 (1861-1947) の地政学の考え方に影響を受けてきた。ユーラシア大陸は世界の富、資源、人口において非常に大きな割合を占めており、

この空間を支配できる国家は世界を機能的に支配することができるとした。大統領ルーズベルトは、ソ連 (現在のロシア) のヨーロッパ支配を阻止するために、アメリカの第二次世界大戦への参戦を支持した。その後継者たちは、戦後疲弊していたヨーロッパに軍隊派遣と巨額の資金提供をおこなった。これこそ NATO の本質的な存在理由である。

IV 一方的な強制措置 (制裁) は外交でない

米国が主導する国連加盟国 (英・仏・独・日など) による、今回ロシアへの一方的な強制措置すなわち制裁は国連憲章にもとづくものではない。国連憲章は、加盟国が憲章を遵守し、攻撃的な行動をやめるよう圧力をかける方法として、安全保障理事会に加盟国に対する経済的強制措置を課す権限を与えている。これらの措置は、安全保障理事会だけが合法的に課すことができるものであって、憲章は加盟国自体がこのような強制的な措置を一方的に課すことをむしろ認めていないというほうが正しいだろう。

多くの政府指導者が、このような制裁措置の発動は直接的な軍事行動ではないため、外交と同義であると考えているようだ。しかし外交は紛争を平和的に解決することを当事者に求めるものである。プーチンのいう「特別軍事作戦」に関して一定期間の交渉は試みられたものの、憲章第 33 条の紛争解決手段は十分に活用されていない。例えばウクライナ政府はミンスク議定書の定めを履行せず、ドンバス地域の戦闘停止の交渉も尽くさなかった。したがって、ロシアへの一方的な強制措置は違法である。それだけでなく、ヨーロッパと世界の経済危機をさらに深化させ、難民問題と現場の民間人の生活と福祉に悪い影響を与えることになる。

V 核の危機と平和の探究

NATO とロシアの代理戦争が進行中の現在、必要なのは軍事ドクトリンの変更である。

米国とロシアの核兵器の「唯一の目的」は、核攻撃を抑止し、必要なら報復することに変更すべきだ。通常戦力、化学・生物兵器による攻撃に核兵器では応酬しない先制不使用(NFU)政策をとるべきだ。

現在ロシアの正式な核ドクトリンは、核兵器使用の引き金となり得る2つの主要なシナリオを説明している。大量破壊兵器による攻撃への対応と、「国家の存立そのもの」を脅かす通常戦に直面した場合である。ロシアはいまなお限定核戦争論を維持している。これは核兵器を使うことで相手に軍事行動を拡大するなというシグナルを示す思考である。ウクライナを降伏させるために核兵器を使って見せる。それでも NATO や米国は核で応戦しないと考えれば、さらに核兵器を使う用意はある。限定核戦争を視野にロシアは戦術核ミサイルを約 1900 発も保有している。これは米国の 80 倍以上だ。

プーチンのウクライナ戦争が最終的に終結した後も、NATO とロシアがさらに対立するリスクは続くだろう。米国とロシア(プーチンの有無にかかわらず)、フランス、英国は、核攻撃や誤った警告に対して数分で報復できる致命的な核兵器を依然として保有することになる。ウクライナ紛争をきっかけに、米国、欧州、ロシアの安全保障体制の多くは、互いに対抗するための新たな核兵器能力を主張し、おそらくこの数十年間で初めて、米ロの配備核兵器の数を増やすことを主張すると予想される。核の危機からの脱却は新たな核軍備管理システムと力強い核廃絶運動を要請している。

われわれの平和の探究は、ロシアの戦争犯罪と戦争責任を追及する立場でもって遂行されることになる。国際刑事裁判所も、ロシア軍がウクライナで犯したかもしれない戦争犯罪の疑惑について調査を開始したという。しかし同時に NATO とロシアの代理戦争という事態に至らしめた米国と NATO の戦略と政策を検証して、その政治的法的な責任も追及しなければならない。

戦後世界秩序の体制、言い換えれば米国を

頂点とする<帝国>は、はやくも終焉の途に就いた感がある。もしロシアが撤退する場合、その条件について外交的合意をどうするか。このことが新たな平和の内実と方向性をきめる重要な事柄である。まずもって西側は、ロシアに対し新たな制裁をすべて解除することを提示して、平和協定とロシアの撤退を支持すべきではないかと思う。

日本の知識人としてわが魂にふれた歌を書き記して結びとしたい。青年時代に合唱した「原爆許すまじ」だ(アンサンブル・ヴェルソー/水野弘文)。

はらからのたえまなき
 労働にきづきあぐ富と幸
 今はすべてついえ去らん
 ああ許すまじ原爆を
 三度(みたび)許すまじ原爆を
 世界の上に

『政経研究時報』No.24-3(2022年1月発行)

2021年度第3回公開研究会

吉田裕「司会者挨拶」

栗原淑江「“ノーモア・ヒバクシャ”の継承をめざして:ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会の現状と役割」

吉村知華「被爆者運動を戦後史に位置づける:継承する会の史料から何をどう受けとめたか」

金融問題研究室研究会

石塚良次「現代資本主義の貨幣と財政金融制度」

2021年度『政経研究』奨励賞贈呈式

齊藤壽彦「主催者挨拶」

齋藤正美「奨励賞選定理由」

高柳友彦「受賞者挨拶」

定例研究会

中川雄一郎「近代協同組合法成立のプロセス:イギリスにおける『産業および節約組合法』の成立をめぐる」

研究所の動向(2021年10月~2021年12月)

編集後記